

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2024年 6月 1日 No. 34

J R 東海 労新幹線 関西地本
強制出向裁判プロジェクト

《強制出向裁判》〔結審〕

5月30日、大阪地方裁判所810号法廷において、原告の下茂春美さん、西三喜夫さん、前田稔さんが提訴している「強制出向裁判」は結審しました。

判決は、9月18日13時10分、大阪地方裁判所809号法廷において行われます。

「54歳原則出向制度」を悪用した「出向」の無効を求めて JR東海の不法性・不当性を明らかにする闘いを展開！

「強制出向裁判」は、2022年1月20日、下茂さんと西さんと前田さんが、J R 東海による出向命令の無効を求めて提訴（前田さんは2022年10月28日提訴、2022年12月19日下茂さんと西さんの裁判と併合）しました。提訴から結審まで約2年半の間に、10回の口頭弁論と本人尋問及び証人尋問が行われました。

原告3名は、書面（準備書面・陳述書）や本人尋問において、「私たちJ R 東海労組員を運輸所職場から放逐するために、運輸所において死文化している54歳原則出向制度を活用して出向を命じてきた」「出向に同意はしていない。出向に行かないと意思表示している」「専任社員として雇用されるために専任社員雇用契約書に署名・捺印をしたもので、出向に同意した署名・捺印ではない」などと、J R 東海の不法性・不当性を明らかにして、出向命令の無効を訴えました。

被告（J R 東海）は、書面や会社側証人の証言で、「出向先会社などを記載している専任社員雇用契約書に署名・捺印していることは、出向に同意していること」と、専任社員雇用契約を盾に取った卑劣で卑怯な主張を行っています。

また、被告は最終準備書面において、「専任再雇用契約における業務の内容は、会社が一方的に決まるのではなく、会社が提示した業務内容を労働者が承諾することによって決まる」と主張しています。しかし、労働者（社員）は提示された業務内容を承諾しなければ専任再雇用契約は締結されず専任社員になれません。このように、被告は、詭弁だらけの主張を展開しています。

**原告はじめすべてのみなさん！
提訴から2年半の闘い！ ご苦勞様でした！**

【判決】 9月18日13時10分 大阪地裁809号法廷